

長崎市電子契約運用基準

令和5年5月24日制定

1. 総則

1-1 趣旨

この電子契約運用基準は、長崎市と受注者がコンピューターとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステム（以下「電子契約システム」という。）で行う契約手続（以下「電子契約」という。）について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

なお、この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、長崎市が別に定めるものとする。

1-2 用語の定義

(1) 紙契約

電子契約において、紙媒体において行う契約

(2) 電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「電子認証局」という。）が発行する証明書

(3) ICカード

電子認証局が発行した電子証明書が格納されているカード

(4) 電子署名

ICカードによる電子署名

(5) 代表者

入札参加資格のある事業者の代表者

(6) 受任者

代表者から入札・見積権限及び契約権限について、委任状（入札参加資格申請に伴うもの）により委任を受けた者

(7) 特定JV

特定建設工事共同企業体又は特定設計業務共同企業体

1-3 対象契約案件

本運用基準を適用する契約方式は、建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品製造等（物品調達及び製造の請負に限る。）において、一般競争入札方式、指名競争入札方式及び随意契約方式によるもの（物品製造等については、一般競争入札方式に限る。）のうち、長崎市が電子契約で行う旨を指定した案件（以下「電子契約案件」という。）とする。

1-4 電子契約実施の考え方

電子契約案件は、原則として電子契約システムで契約手続を実施するものとする。

ただし、電子契約システムによりがたい場合は、長崎市への申し出により紙契約とすることができるものとする。

2. 受注者の利用者登録及び I C カードの取扱い

2-1 電子契約システムが利用可能な I C カードの基準

(1) 受注者が電子契約に使用する I C カードは、次のアからウまでの要件を全て満たしたものでなければならない。

ア 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

イ 「長崎市建設工事等入札参加有資格業者名簿」又は「長崎市物品等競争入札参加有資格業者名簿」（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者のうち、長崎市と契約を締結する権限を有する代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の I C カードであること。なお、電子契約において、復代理は認めない。

ウ 契約手続期限までにおいて有効な I C カードであること。

(2) 契約手続中であっても、I C カードの失効、閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス。以下同じ。）、破損等した場合にあっては、同一名義の他の有効な I C カードを使用することにより引き続き当該電子契約を行うことができる。

2-2 利用者登録

受注者は、2-1(1)に規定する I C カードについて、電子入札システムに必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）の登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。また、電子入札システムの利用者登録を行った者は、代表者の変更等、I C カードに格納されている情報の変更が必要な事由が発生した場合は、速やかに I C カードを再取得し、発行後改めて利用者登録を行わなければならない。

2-3 特定 J V における I C カードの取扱い

特定 J V における電子契約システムが利用可能な I C カードは、特定 J V の代表構成員及び構成員の代表者等の I C カードであることとする。

2-4 I C カードの有効期限の対応

受注者は、現在使用している I C カードの有効期限が満了（失効）しようとするときは、有効期限内に新しい I C カードを再取得し、電子入札システムによる利用者登録の更新を行うものとする。

2-5 I C カード不正使用の取扱い

受注者が I C カードを不正に使用した場合には、長崎市が別に定めるところにより、入札参加資格の取消又は指名停止措置を講じることができるものとする。

また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

不正使用に該当する例としては、次のような場合が挙げられる。

(例)

- 1 I C カードの再取得が必要になったにも関わらず、従前の I C カードを使用した場合
- 2 他人の I C カードを不正に使用し、名義人になりすまして契約手続きをした場合

3. 電子契約案件の登録等

3-1 電子契約案件の明示

電子契約案件については、電子契約の対象案件である旨を明示する。

4. 受注者の関係書類の提出

4-1 添付書類の取扱い

契約手続きにおいて必要な添付書類は、必ずウイルスチェックソフトの定義ファイルを最新の状態にした上でウイルスチェックを行い、ウイルスの感染がないことを確認した上で、長崎市が指定した形式により提出するものとする。

ただし、履行保証証券については、電子又は書面により証券を提出することとし、書面の場合、当該証券をスキャンした PDF ファイルを提出することに加え、速やかに持参又は郵送により原本を提出すること。

なお、その作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別に長崎市が指定するものとする。

4-2 紙媒体で添付書類の提出を認める取扱い

電子契約システムを利用した電子ファイルにより提出を求めた添付書類で、次の(1)又は(2)に該当するものは、その全部又は一部を紙媒体で提出できるものとする。

なお、(2)の場合は、事前に長崎市の承認を得て、「紙媒体提出届」(様式第1号)を添付し、電子契約システムによる関係書類の提出期限までに提出するものとする。

(1) 長崎市が紙媒体による提出を指示した場合

(2) 電子契約システムによる提出が適さないと認められる場合

4-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、当該書類は提出されなかったものとみなし、ウィルス感染のないファイルを再度提出するものとする。

4-4 特定JVにおける関係書類の取扱い

特定JVにおける関係書類の取扱いは、4-1から4-3までの規定に準じるものとする。

5. 契約書等の電子ファイルの取扱い

5-1 電子ファイルへの電子署名

ICカードによる電子署名とする。

5-2 保存期間

電子契約システムにおいて、施工又は履行実績確認のため、工期又は履行期限終了後10年と1か月の間保存する。

5-3 契約手続き時の留意点

受注者は、次の事項に留意して適正な契約書等を提出しなければならない。

- (1) 契約書への電子署名は、内容確認画面において内容の確認を行ってから行うこと。
- (2) 契約手続きの締切日時までに契約手続きを完了すること。

6. 電子契約案件において紙契約を認める基準

6-1 紙契約を認める取扱い

受注者が、次の各号のいずれかの要件により紙契約しようとする場合は、事前に電話連絡の上、「紙契約への移行申出書（様式第2号）」を添えて契約締結期限までに契約書類を契約検査課窓口にて持参（開庁時間内に限る。）又は郵送により提出するものとする。

- (1) ICカードが使用できない場合
- (2) 電子契約システムの利用が困難な場合
- (3) その他特別な事情がある場合

6-2 紙契約から電子契約への移行

紙契約をした案件については、ICカードの使用及び電子契約システムの利用が可能となった後、電子契約システムに契約内容を登録するため、提出済の契約書類及び契約書等を電子ファイルにしたものをアップロードし、「紙契約書契約締結確認書（様式3号）」に確認の電子署名を行うものとする。

6-3 特定JVにおける紙契約の取扱い

特定JVにおける紙契約の取扱いは、6-1から6-2までの規定に準じるものとする。

7. 契約の辞退等

7-1 契約書電子ファイルへの署名前の辞退等

- (1) 長崎市は、契約書電子ファイルへの署名前までは、契約の辞退を認めることとし、受注者はその旨を届け出なければならない。
- (2) 受注者が、署名前に契約を辞退する場合は、原則として電子契約システムにて、辞退届を提出するものとする。
- (3) 契約締結期限までに、署名又は辞退届の提出がない場合は、受注者は辞退したものみなす。
- (4) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤により、署名を取り消す場合は、「申立書（様式第4号）」を提出しなければならない。

7-2 契約締結後の取扱い

受注者は、電子契約システムにより契約した契約について契約解除する場合、原則として電子契約システムにて、契約解除届を提出するものとする。

8. システム上の障害等の取扱い

8-1 受注者側のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）

の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により受注者が電子契約システムによる契約が出来ないことが判明した場合は、紙契約への移行等の措置を講じるものとする。

なお、紙契約への移行などの措置を講じる場合は、必要な事項をホームページ、電子契約システム、電子メール、電話、FAX等のいずれかの方法により受注者等に連絡するものとする。

8-2 長崎市側のシステム障害時

長崎市の電子契約システム用サーバ、ネットワークなどに障害が発生し、契約手続きを行うことができない場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、紙契約への移行などの措置を講じるものとする。この場合、電子契約システム以外のいずれかの方法（電子メール、電話、FAX等）により受注者に必要な事項を連絡するものとする。

9. その他

9-1 電子契約における日付・時刻の基準

電子契約における日付・時刻は、電子契約システム上の日付・時刻を基準とする。

9-2 電子契約システム等の運用時間

電子契約システムの運用時間は、5時から24時までとする。

なお、システムのメンテナンス等を行う場合は、随時、システムを停止することができる。この場合は、長崎市は事前にホームページにより公表するものとする。

9-3 電子契約ヘルプデスクの運用時間

電子契約ヘルプデスクの運用時間は、休日を除いた日の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

9-4 電子契約における帳票等

電子契約案件における帳票等の様式は、本運用基準に定めるもの及び電子契約システムの様式によるものとする。なお、電子契約案件で紙契約する場合は、別に定める様式によるものとする。

9-5 契約書の原本性の確認

インターネットから、電子契約システムに案件番号を入力し、契約書の電子ファイルの添付をすることで、当該ファイルが原本であることを確認できるものとする。

9-6 議会案件における効力発生確認

議会の議決を要する契約（契約の変更を含む。）における仮契約については、議決後、「効力発生確認書（様式第5号）」に長崎市及び受注者が電子契約システムで電子署名を行うことにより、当該議決の日をもって本契約の効力が発生したことを確認するものとする。

9-7 読み替え

長崎市上下水道局より発注される案件の場合は、本運用基準中「長崎市」とあるのは「長崎市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この運用基準は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年8月24日から施行する。

様式第1号（4－2関係）

紙媒体提出届

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の契約について、添付資料等を書面により提出します。

- 1 工事（業務）名
（件 名）
- 2 提出書類名及び提出日
 - (1) 提出書類名
 - (2) 提出日

様式第2号（6－1関係）

紙契約への移行申出書

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の契約について、長崎市電子契約システムによる契約ができないため、紙による契約を申し出ます。

1 工事（業務）名
（件 名）

2 紙による契約を申し出る理由

様式第3号（6－2関係）

紙契約書契約締結確認書

年 月 日に締結した次の案件の契約については、添付の紙契約書写しのとおり契約締結したことを確認します。

- 1 工事（業務）名
（件 名）
- 2 契約金額（税込）

年 月 日

発注者 住所
氏名

受注者 住所
氏名

様式第4号（7-1関係）

申立書

年 月 日

長崎市長 様
（長崎市上下水道事業管理者 様）

（提出者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の契約について、民法（明治29年法律第89号）第95条の規定にする錯誤がありましたので、署名の取消しを求めます。

1 公告番号

2 工事（業務）名
（件 名）

3 署名日時 年 月 日 時 分

4 錯誤の理由

効力発生確認書

年 月 日 に仮契約を締結した次の契約については、年 月 日付けで議会の議決を得たので、当該議決の日をもって本契約の効力が発生したことを確認します。

- 1 工事名
（件名）
- 2 請負金額
（契約金額）
- 3 工期
（履行期間、納期）
- 4 契約保証金

発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名